

平成 23 年第 1 回更別村議会臨時会会議録

平成 23 年 1 月 17 日

平成 23 年第 1 回更別村議会臨時会が更別村役場に招集された。

1. 応招議員は別表 1 のとおりである。
2. 出席及び欠席の議員は別表 2 のとおりである。
3. 会議事件は別表 3 のとおりである。
4. 地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席したものは別表 4 のとおりである。
5. 本会議の書記は下記の者である。

事務局長 林 光男 書記 吉本 正美

書記 佐藤ちはる

		議 事
議 長		ただいまの出席議員は 6 名であります。 定足数に達しておりますので、これより平成 23 年第 1 回更別村議会定例会を開会いたします。 <p style="text-align: right;">(10 時 00 分)</p>
議 長		村長より招集の挨拶があります。 岡出村長
村 長		本日ここに、平成 23 年第 1 回更別村議会臨時会の招集をお願い申し上げましたところ、議員各位には、大変ご多忙の中、それぞれご出席を賜り厚くお礼を申し上げます。 新たな年明けを迎えたところでありますが、内外情勢、きわめて厳しい環境にあり、これが本村の農業、経済にも直結するものであります。こうした厳しい情勢を認識し、組織をあげて村づくりに全力を傾注してまいります。 本年も議員各位のご指導とご協力をお願いするものでございます。 本臨時会におきましては、国の緊急総合経済対策に基づくところの村対策予算の補正と本年 3 月末まで期限がまいります各行成区会館の指定管理について、再指定をお願いする件などにつきまして、ご審議をお願いするものであります。 よろしくお願いを申し上げ、開会にあたりましてのご挨拶といたします。
議 長		村長の挨拶が終わりました。 ただちに本日の会議を開きます。 <p style="text-align: right;">(10 時 02 分)</p>
議 長		本日の議事日程は、あらかじめお手もとに配布したとおりであります。
議 長		日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。 会議録署名議員は、会議規則第 118 条の規定により、議長において 1 番赤津さん、2 番高橋さんを指名いたします。
議 長		日程第 2、議会運営委員長報告を行います。 先の本会議において、議会運営委員会に付託いたしました本定例会

の議事、運営等に関し協議決定した内容についての報告を求めます。

議長 堂場議会運営委員長

議会運営委員長 議会運営委員会において協議、決定した内容をご報告いたします。

議長 さきに、第1回村議会臨時会の議事運営等に関して、議長から諮問がありましたので、これに応じ1月17日、午前9時00分より議会運営委員会を開き、付議事件及び議事日程並びに会期等について慎重に協議いたしました。

議長 その結果、会期については、提出案件の状況などを考慮し検討した結果、本日1日間とすることが適当であると認められました。

議長 以上、委員会での結果をご報告申し上げましたが、本臨時会の議事運営が円滑に行われますよう、よろしく願い申し上げます。

議長 委員長の報告が終わりました。

議長 なお、ただ今の委員長報告に対する質疑は省略いたします。

議長 日程第3、会期決定の件を議題とします。

議長 おはかりいたします。

議長 本臨時会の会期は、本日1日間といたしたいと思えます。

議長 これにご異議ありませんか。

議長 (異議なしの声あり)

議長 異議なしと認めます。

議長 したがって、会期は1日間と決定しました。

議長 日程第4、諸般の報告をいたします。

議長 諸般の報告は、印刷してお手もとに配布しておきましたから、ご了承願います。

議長 ここで、閉会中における議員辞職許可報告をいたします。

議長 去る1月13日 菊地ルツさんから帯広市へ転出するとの理由により議員を辞職したい旨の願い出がありましたので、地方自治法第126条の規定により、1月14日議員辞職願いを許可いたしましたから報告いたします。

議長 日程第5、教育行政報告を行います。

議長 教育行政報告は文書で配布されております。

議長 なお、口頭で補足説明を求められておりますので、発言を許します。

議長 阿部教育長

教育長 教育行政報告の補足説明を申し上げます。

議長 1点目の平成22年度第41回北海道中学校スケート大会の結果についてでございますが、1月8日から10日までの3日間、帯広市を会場に開催されまして、更別中央中学校からは男子9名、女子2名が出場し、ここに記載されましたとおりの成績を上げましたのでご報告を申し上げます。

議長 次のページになります。

議長 2点目の、平成22年度第31回全国中学校スケート大会の出場についてですけれども、1月29日から2月1日までの4日間、長野県エムウェーブで開催されることとなりまして、更別中央中学校からは1点目の報告の全道大会の7名の男子と2名の女子が出場することとなりましたので、ご報告を申し上げます。

3 点目でございます。

中札内村及び更別村指導主事共同設置に関する覚書についてでございますが、先の第 4 回議会定例会におきまして、中札内村及び更別村指導主事共同設置規約を議決いただきましたことから、その後、12 月 24 日に中札内村長及び更別村長との間で別紙の内容によります覚書を締結いたしましたので、ご報告を申し上げます。

覚書の内容を簡単ですけれども 1 点目、指導主事の執務場所は執務担当村とすること。2 点目、執務担当村は 3 年毎に交互に担当し、23 年度からは更別村とすること。3 点目、指導主事の業務に関しては、2 村の教育長が指導助言をすること。4 点目、経費の負担割合は小学校及び中学校の学校数割とすること。5 点目、学校数は毎年度 4 月 1 日現在の学校数とすること。6 点目、負担金の納付は第 1 期に 50%、第 2 期に 40%、第 3 期に 10%とし、第 3 期で精算をすること。

附則といたしまして、この覚書は平成 23 年 4 月 1 日から施行するということになっております。

以上の内容による覚書でございます。

以上、補足説明とさせていただきます。

議長 長 これで教育長からの教育行政報告を終わります。

これから教育行政報告に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

議長 長
4 番 堂場議員

4 番 堂場さん
経費の負担割合の件なのですが、学校数割という覚書です。規約の説明の時は 2 分の 1 という事だったのですが、その割合はどのような程度になるのですか。

議長 長
教 育 長 阿部教育長

ちょうど説明の際には、学校数、更別村も中札内村も小学校が 2 校、中学校が 1 校ずつということで合わせて 3 校ずつというものですから、負担の割合としては今のところ、特に 4 月 1 日現在で変われば別ですけれども、変わる予定がない中では折半、50%ずつという考え方の中でご説明を申し上げました。その中身といたしましては学校数割ということですので、ちょうど同じ比率になるという結果の覚書でございます。

議長 長
4 番 堂場議員

4 番 堂場さん
確認したいと思いますが、ということは学校数割で生徒数は関係ないと認識してよろしいですね。

議長 長
教 育 長 阿部教育長

生徒数等については変動が出てまいりますので、あくまでも学校数割のみで負担割合を決定いたしましたところでございます。

議長 長 他に質疑はありませんか。

(ありませんの声あり)

議長 長 これで質疑を終わります。

日程第 6、議案第 1 号、更別村定住化促進住宅管理条例の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

村 長	<p style="text-align: center;">岡出村長</p> <p>議案第 1 号、更別村定住化促進住宅管理条例の一部を改正する条例制定の件でございます。</p> <p>更別村定住化促進住宅管理条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものであります。</p> <p>理由でございますが、行政財産である定住化促進住宅錦 1 について、老朽化等により今後の利活用が難しいことから、行政財産の用途を廃止することに伴い、この条例を制定するものでございます。</p> <p>2 の要旨といたしましては、(1)別表第 1 及び第 2 から、定住化住宅錦 1 を削るという内容でございます。</p> <p>次のページをお開き願いたいと存じます。</p> <p>更別村定住化促進住宅管理条例の一部を改正する条例でございます。</p> <p>現行欄、番号で 4 に定住化住宅錦 1、昭和 31 年度建設という欄がございますが、これにつきましては、老朽化により定住化住宅から外すということでございます。外した後は、普通財産に戻し、新たに予算確保の上に取り壊しをしまいたいと思っているところでございます。</p> <p>次に別表第 2 の第 5 条関係でございますが、これにつきましては住宅料の関係でございます。これにつきましても番号 4 に定住化住宅錦 1、12,000 円とありますのを削除するというところでございます。</p> <p>附則といたしまして、この条例は平成 23 年 4 月 1 日から施行することといたしてございます。</p> <p>以上、提案説明といたします。</p> <p>ご審議方よろしくお願い申し上げます。</p>
議 長	<p>説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。質疑の発言を許します。</p> <p style="text-align: center;">(ありませんの声あり)</p>
議 長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これで質疑を終わります。</p> <p>これから本案に対する討論を行います。</p> <p>討論の発言を許します。</p> <p style="text-align: center;">(原案賛成の声あり)</p>
議 長	<p>これで討論を終わります。</p> <p>これから議案第 1 号、更別村定住化促進住宅管理条例の一部を改正する条例制定の件を採決いたします。</p> <p>本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、本案は原案のとおり可決されました。</p>
議 長	<p>この際、関連がありますので、日程第 7、議案第 2 号、更別行政区会館の指定管理者指定の件から、日程第 20、議案第 15 号、協和行政区会館の指定管理者指定の件までの 14 件を一括議題といたします。</p> <p>提案理由の説明を求めます。</p>

村 長

岡出村長

議案第2号、更別行政区会館の指定管理者指定の件でございます。
更別行政区会館の指定管理者を次のとおり指定しようとするものであります。

管理を行わせる公の施設の名称及び所在地、施設の名称、更別行政区会館、所在地、更別村字更別南1線74番地4、2といたしまして、指定管理者となる団体の名称であります。更別区、区長、河原正志であります。3の指定の期間であります。平成23年4月1日から平成28年3月31日までと5年間とするものであります。

理由といたしまして、更別村公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例に基づき、指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものであります。

以下、議案第3号から議案第15号まで第2号議案と同様に各行政区会館について指定管理者を指定するものであります。

それぞれの議案内容の説明につきましては省略をさせていただきますが、本件に関しましては、平成18年4月1日から指定管理者の指定を行い、管理をしてございますが、これまでの実績から引き続き5年間指定管理の指定を行い、管理をするものでございます。

なお、本件に関して資料を提出してございます。

資料の方をご覧いただきたいと存じます。

資料の1ページであります。

1の公募概要であります。

更別村公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条第1項第1号の理由により、公募によらない指定管理者候補者とするものであります。

2といたしまして、候補者選定過程でございますが、(1)平成22年12月10日、指定申請書の配布をいたしてございます。(2)受付期間でございますが、平成22年12月10日から平成23年1月6日まで指定申請書の受付を行ってございます。(3)平成23年1月7日、指定管理者選定委員会を開催いたしまして、書類の選定、審査を行ったものであります。

3の選定委員であります。更別村公の施設に係る指定管理者選定委員会設置要綱で定めた委員によるものでございまして、委員といたしましては副村長を委員長とする委員7名で委員会を構成しているものでございます。

次に2ページをお開き願いたいと存じます。

4の評価方法でございます。

下記事項により書類を評価したものでございます。

内容につきましてはお目通しを願うものでございます。

次に3ページにまいりまして、5の管理費用の比較でございます。

各行政区の候補者名をあげてございますが、それぞれ村の算定、候補者の申請額、費用を計算しているところでございます。この費用につきましては、単年度分で説明いたしますと、維持管理費につきましては年間12,000円、除雪費につきましては年間12,000円、そしてそ

れぞれ浄化槽を設置しておりますので、トイレのパネルヒーター、ブ
ロアポンプの電気代等を含めまして 65,000 円を措置しているもので
あります。

ただし、昭和区につきましてはトイレの規模が小さいということから、他の公区よりは少なくなっておりますし、勢雄区におきましてはトイレの設置が他の公区よりも大きいということで、他の公区よりは高くなっているものであります。

これらの費用につきましては、前回と全く同様の額となっているところ
でございます。

6 の最終審査でございますが、施設の維持管理及び維持管理に伴う
収支の状況が適正であるかを認め、円滑かつ支障なく施設の管理運営
を遂行できるものと判断し、選定委員会の総意により適当と判断した
ものであります。

以上、提案説明といたします。

ご審議方よろしくお願い申し上げます。

議 長 説明が終わりましたので、これから議案第 2 号から議案第 15 号ま
での 14 件に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

(ありませんの声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから議案第 2 号、更別行政区会館の指定管理者指定の件に対す
る討論を行います。

討論の発言を許します。

(原案賛成の声あり)

議 長 これで討論を終わります。

これから議案第 2 号、更別行政区会館の指定管理者指定の件を採決
いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議 長 これから議案第 3 号、更別東行政区会館の指定管理者指定の件に対
する討論を行います。

討論の発言を許します。

(原案賛成の声あり)

議 長 これで討論を終わります。

これから議案第 3 号、更別東行政区会館の指定管理者指定の件を採
決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議 長 これから議案第 4 号、南更別行政区会館の指定管理者指定の件に対

		<p>する討論を行います。</p> <p>討論の発言を許します。</p> <p>(原案賛成の声あり)</p>
議	長	<p>これで討論を終わります。</p> <p>これから議案第4号、南更別行政区会館の指定管理者指定の件を採決いたします。</p>
		<p>本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議	長	<p>異議なしと認めます。</p>
議	長	<p>したがって、本案は原案のとおり可決されました。</p> <p>これから議案第5号、旭行政区会館の指定管理者指定の件に対する討論を行います。</p>
		<p>討論の発言を許します。</p> <p>(原案賛成の声あり)</p>
議	長	<p>これで討論を終わります。</p> <p>これから議案第5号、旭行政区会館の指定管理者指定の件を採決いたします。</p>
		<p>本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議	長	<p>異議なしと認めます。</p>
議	長	<p>したがって、本案は原案のとおり可決されました。</p> <p>これから議案第6号、北更別行政区会館の指定管理者指定の件に対する討論を行います。</p>
		<p>討論の発言を許します。</p> <p>(原案賛成の声あり)</p>
議	長	<p>これで討論を終わります。</p> <p>これから議案第6号、北更別行政区会館の指定管理者指定の件を採決いたします。</p>
		<p>本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議	長	<p>異議なしと認めます。</p>
議	長	<p>したがって、本案は原案のとおり可決されました。</p> <p>これから議案第7号、平和行政区会館の指定管理者指定の件に対する討論を行います。</p>
		<p>討論の発言を許します。</p> <p>(原案賛成の声あり)</p>
議	長	<p>これで討論を終わります。</p> <p>これから議案第7号、平和行政区会館の指定管理者指定の件を採決いたします。</p>
		<p>本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議	長	<p>異議なしと認めます。</p>
議	長	<p>したがって、本案は原案のとおり可決されました。</p> <p>これから議案第8号、勢雄行政区会館の指定管理者指定の件に対す</p>

		る討論を行います。 討論の発言を許します。 (原案賛成の声あり)
議	長	これで討論を終わります。 これから議案第 8 号、勢雄行政区会館の指定管理者指定の件を採決 いたします。 本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議	長	異議なしと認めます。 したがって、本案は原案のとおり可決されました。
議	長	これから議案第 9 号、昭和行政区会館の指定管理者指定の件に対す る討論を行います。 討論の発言を許します。 (原案賛成の声あり)
議	長	これで討論を終わります。 これから議案第 9 号、昭和行政区会館の指定管理者指定の件を採決 いたします。 本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議	長	異議なしと認めます。 したがって、本案は原案のとおり可決されました。
議	長	これから議案第 10 号、更南行政区会館の指定管理者指定の件に対 する討論を行います。 討論の発言を許します。 (原案賛成の声あり)
議	長	これで討論を終わります。 これから議案第 10 号、更南行政区会館の指定管理者指定の件を採 決いたします。 本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議	長	異議なしと認めます。 したがって、本案は原案のとおり可決されました。
議	長	これから議案第 11 号、東栄行政区会館の指定管理者指定の件に対 する討論を行います。 討論の発言を許します。 (原案賛成の声あり)
議	長	これで討論を終わります。 これから議案第 11 号、東栄行政区会館の指定管理者指定の件を採 決いたします。 本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議	長	異議なしと認めます。 したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議	長	これから議案第 12 号、上更別南行政区会館の指定管理者指定の件 に対する討論を行います。 討論の発言を許します。 (原案賛成の声あり)
議	長	これで討論を終わります。 これから議案第 12 号、上更別南行政区会館の指定管理者指定の件 を採決いたします。 本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議	長	異議なしと認めます。 したがって、本案は原案のとおり可決されました。
議	長	これから議案第 13 号、香川行政区会館の指定管理者指定の件に対 する討論を行います。 討論の発言を許します。 (原案賛成の声あり)
議	長	これで討論を終わります。 これから議案第 13 号、香川行政区会館の指定管理者指定の件を採 決いたします。 本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議	長	異議なしと認めます。 したがって、本案は原案のとおり可決されました。
議	長	これから議案第 14 号、更生行政区会館の指定管理者指定の件に対 する討論を行います。 討論の発言を許します。 (原案賛成の声あり)
議	長	これで討論を終わります。 これから議案第 14 号、更生行政区会館の指定管理者指定の件を採 決いたします。 本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議	長	異議なしと認めます。 したがって、本案は原案のとおり可決されました。
議	長	これから議案第 15 号、協和行政区会館の指定管理者指定の件に対 する討論を行います。 討論の発言を許します。 (原案賛成の声あり)
議	長	これで討論を終わります。 これから議案第 15 号、協和行政区会館の指定管理者指定の件を採 決いたします。 本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議	長	異議なしと認めます。 したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議 長	<p>日程第 21、議案第 16 号、平成 22 年度更別村一般会計補正予算（第 4 号）の件を議題といたします。</p> <p>提案理由の説明を求めます。</p> <p>岡出村長</p>
村 長	<p>議案第 16 号、平成 22 年度更別村一般会計補正予算（第 4 号）の件でございます。</p> <p>第 1 条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 225,718 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4,023,857 千円とするものでございます。</p> <p>第 2 項以下につきましては、お目通しを願うものでございます。</p> <p>今回の補正に関しましては、国の緊急総合経済対策と連動いたしまして、国からの地域活性化のためのきめ細かな交付金、また住民生活に光を注ぐ交付金に加え、活性化のための地方交付税追加分を主な財源といたしまして所要の対策を行うものでございます。</p> <p>また経済対策の一環として、本年度削減となってしまいました各種道営事業につきまして、この程、事業費 469,000 千円が補正にて復活されることとなりまして、昨年 9 月の定例会にて減額補正をいたしましたものでございますが、この程、再度地元負担金につきまして措置をさせていただくものであります。</p> <p>更に今後の財政運営を有利に運ぶために、道とも協議をいたしまして、総合計画にて実施予定事業を今般、前倒しし、実施するための補正をお願いするものでございます。</p> <p>なお、補正内容につきましては、江本副村長に補足説明をいたさせますので、よろしくお願い申し上げます。</p> <p>ご審議いただきますようお願い申し上げます、提案説明といたします。</p>
議 副 村 長	<p>江本副村長</p> <p>（平成 22 年度更別村一般会計補正予算（第 4 号）の件について、補足説明を行った。）</p>
議 長	<p>この際、暫時休憩いたします。 (11 時 00 分)</p>
議 長	<p>休憩前に引き続き会議を開きます。 (11 時 10 分)</p> <p>説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。</p> <p>質疑の発言を許します。</p>
6 番松橋議員	<p>6 番 松橋さん</p> <p>今回の国の緊急支援ということで、修理費だとかについてはある程度は理解出来ますけれども、特に今、産業文教常任委員会で継続審議中の街中活性化事業が今回出てきているわけです。</p> <p>21 日にも継続審査で委員会は予定していますが、内容はともかくとして看板設置だけでも 3,600 千円出てきたということは、非常にお話しとしてはしたくないのですけれども、俗に言う議会軽視と私自身は取りたいのですけれども、その辺の整合性はどう考えているのですか。</p>
議 副 村 長	<p>江本副村長</p> <p>市街地の活性化の中で、産業文教常任委員会でやっていただいておりますけれども、総合的な総事業費では、交流施設の土地の問題とか</p>

も含めてやっています。市街地への誘導、これは市街地に呼び込むための看板につきましては、ある程度早めにやって今回交付金を対象としてやるのが財政的にも良いのかなということで、これは 22 年度においてやっていくということで、審議会にもお話ししながら、更別市街、国道から離れておりますので、宅地とか色々と建って、緑町にも建ちまして、市街地の形成におきましては、ここに市街地があるということがわかってきているのですが、より市街地に呼び込むということで、看板を設置して市街地の活性化を図ってまいりたいということでご理解をいただきたいと思います。

また、これからの大きな交流施設とかにつきましては、高規格道路のインターチェンジとかそういったものが更別におきましては来年秋頃になりますので、そういったことも参酌しながら市街地活性化協議会もごございますので、またその辺を経ながら議会にもご理解をいただくための常任委員会とか所管の産業文教常任委員会にもお話をしていきたいと思っておりますので、看板につきましては、より効果を上げるために早めに更別市街があるということをおっしゃることがよろしいかなということで判断して今回予算を計上した次第でございます。

議長
6 番松橋議員

6 番 松橋さん

看板の設置を責めているわけではなくて、委員会として市街地活性化をどういう形で取り上げようかと審議中であることはもちろん承知ですよ。

そこで先にその名前を使って看板をやっているということは事業の見切り発車ではないかと質問しているの、議会との執行者との整合性はどこにあるのですか。

この名前を使わないで看板を立てることだって可能なはずではないですか。

これを使っているということは見切り発車していますよということで、僕らが提言する必要がないという言い方かなと思うのです。

決して市街地活性化を反対しているわけではないのです。

だから皆さんと一緒に住民の代表として、どういうことで市街地を活性化しようか、村長から答申が出ているのも知っていますし、内容的に勉強させていただいておりますが、その辺の議会との整合性はどうか。

議長
企画政策課長

三好企画政策課長

この件につきましては、平成 20 年から計画作りに取り組んでいるところでございます。

基本的には住民の皆さん、そして関係団体の方で市街地活性化協議会を組織しまして、これまで計画の中身を詰めてきたところでございます。

その中で平成 20 年度において実施計画を作成していただいております。

それを元に村の方は市街地の活性化事業は喫緊の課題ということで出来る事業から取り組んでいくということで今回、看板の部分を取

議長
6 番松橋議員

り上げさせていただいているところです。

なお、事業の中には課題もたくさんありますけれども、それは今後洗い出しをして課題整理をしながら事業を進めていきたいと考えているところでございます。

6 番 松橋さん

しつこいようでも申し訳ないのですけれども、僕が言っているのはそのことを反対しているのではなくて、今、委員会で審議をしている中で、この名前を使って事業が出てきたということは、僕らの委員会の報告は、もちろん極端なことは出ないと思っておりますけれども、21 日にとりまとめて最終答申をしようと思っておりますけれども、整合性はそこにあるのですかと聞いているだけで、看板を責めたりとか、問題点があるとか、もちろん承知はしています。

だけど委員会の審議中のものがこの文章で出て来たということは、ここでこの1点を認めると他のも全部そういうことで全部良いのですかと、議会は。

そういう整合性はないのですかという質問をしています。

江本副村長

議長
副 村 長

市街地活性化につきましては、2 回くらい委員会でも審議されております。

確かに継続中でございますけれども今回は国の方も地方が非常に疲弊しているということで第 2 次補正で国の金額でいけば 4 兆 8,000 億円を 4 項目くらい、地方の活性化、雇用対策とか入っておりますし、当然、市街地におきましては疲弊しているということが問題になっているということで看板につきましては、委員会としては審議中でございますけれども、より早く誘導策をするような看板の設置を判断して計上させていただいております。

協議会の中でも 22 年度から看板の設置をやりますということは図っておりますので、当然議会の中にも担当から説明をしていると思っておりますので、これから大きな交流施設とか、高規格の開通に伴う跡地の利用、開発の跡地につきましても道営事業があると撤退していくことでもございますので、総合的な部分につきましては、見切り発車することなく議会と十分相談しながら提案いただきながら進めていきたいと思っておりますので、看板につきましては市街地に誘導するための看板、なかなか国道を通っていても市街地が見えないという部分がございますので、そういった判断でやらせてもらったということでございます。

なお重要な案件につきましては、これから大きな交流施設もありますし、更別インターチェンジの開通に伴う市街地の誘導策等も、各町村、非常に悩ませているところでございますので、そういった大きな対策、大きな看板を高規格道路付近にも立てるとか、色々な建物を利用した更別にどんなものがあるかどうかということにつきましては重要な案件でございますので、議会にも十分おはかりしながら進めてまいりたいと思っております。

市街地の誘導看板につきましては、先行してご理解をいただいてや

議長
議長

っておりますのでご理解の程よろしくお願い申し上げます。

岡出村長

あくまでも市街地活性化計画なるものは、総合計画に基づく枝葉の部分でございまして、それについては先程来、ご答弁させていただいておりますような形で計画づくりを進めているところでございます。

そして、現在の市街地活性化の計画につきましましては、議決をすとかそういう類のものでは全くないので、その計画される中で実施可能なもの、有効なものについては正式に総合計画の実施計画に盛り込み、議会の審議をいただいて実施していくものでありますので、市街地活性化計画はそれがコンクリートになるというものではないということを理解していただきたいなと思っております。

あくまでも総合計画に基づくところの枝葉の部分の計画ということでありまして。そしてその計画について急いで実施するもの、そして十分に審議していかなければならないもの等、それはその事業によってそれぞれ審議をしていただくということになってございますので、決して審議中のものだから議会軽視だとかそういうことは、私はないと思っております。

よろしくお願ひしたいと思ひます。

6番 松橋さん

議長
6番松橋議員

今の村長の発言でも理解はある程度出来るのですけれども、やはり市街地活性化というのは重要な問題ですから、議員もあげて、商工会もあげて、地域活性化もあげて皆さんで色々な問題をしている最中です。それで枝葉の部分で看板だということでは言いましたけれども、それがいきなり審議中の委員会にあるものが同じ名前が出て来た時に、それはなかなかそうは取れない。

私はまるっきり反対とか駄目ですとか何も言ってないのです。

どうしてこの名前でいきなりどんと出てきたのかなというのは違和感がありますよというお話です。

議長
議長

岡出村長

確かにご質問されていることはよくわかります。

それで財政上の運営の問題も多くなってくるわけですから、単に看板を立てるということになると国からの支援だとかそういうことは全くなくなってくるので、この市街地活性化の中のメニューのひとつ、看板というのは更別村にとっては重要だという判断の中で今回、有利な交付金が出てきたということから、これについてはどうせやらなければならないものについては、前倒しをして有利な財源をいただいてやっていこうということでございますので、その辺はご理解をいただきたいと思ひます。

後年次になりますと、財源措置については措置されるかどうか分からないという事業でございまして、ひとつその辺をお汲み取りいただきたいと思ひます。

議長

他に質疑はありませんか。

(ありませんの声あり)

議長

これで質疑を終わります。

議	長	これから本案に対する討論を行います。 討論の発言を許します。 (原案賛成の声あり)
議	長	これで討論を終わります。 これから議案第 16 号、平成 22 年度更別村一般会計補正予算 (第 4 号) の件を採決いたします。 本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議	長	異議なしと認めます。 したがって、本案は原案のとおり可決されました。
議	長	日程第 22、議案第 17 号、平成 22 年度更別村国民健康保険特別会計補正予算 (第 4 号) の件を議題といたします。 提案理由の説明を求めます。
村	長	岡出村長 議案第 17 号、平成 22 年度更別村国民健康保険特別会計補正予算 (第 4 号) の件でございます。 第 1 条、診療施設勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 8,000 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 419,838 千円とするものであります。 第 2 項についてはお目通しを願うものであります。 歳出から説明させていただきます。 6 ページをお願い申し上げます。 款 2 医業費、項 1 医業費、目 5 医療用機械器具費、8,000 千円の追加でございます。この 8,000 千円の事業費につきましては、先に一般会計の方でもご審議いただいたところでございますが、国の緊急総合経済対策を活用いたしまして、住民生活に光を注ぐ交付金をもって総合計画に整備計画をいたしてございます診療所の入院患者用の浴槽を計画前倒しをして整備するものであります。 内容につきましては、別紙予算資料を提出してございますので、ご参照賜りたいと存じます。 歳入であります。 5 ページをお願い申し上げます。 款 4 繰入金、項 1 他会計繰入金、目 1 一般会計繰入金、8,000 千円の追加でございます。先程ご説明申し上げました一般会計の方でも 8,000 千円を今般の国の経済対策として盛り込み、予算化をさせていただいております。8,000 千円を一般会計の繰入金で歳入歳出のバランスを取るものであります。 以上、提案説明とさせていただきます。 ご審議方よろしくお願い申し上げます。
議	長	説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。 質疑の発言を許します。 (ありませんの声あり)
議	長	質疑なしと認めます。 これで質疑を終わります。

議

長

これから本案に対する討論を行います。
討論の発言を許します。

(原案賛成の声あり)

これで討論を終わります。

これから議案第 17 号、平成 22 年度更別村国民健康保険特別会計補
正予算（第 4 号）の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議

長

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

以上をもって、本臨時会に付議された案件は全部終了致しました。

これにて平成 23 年第 1 回更別村議会臨時会を閉会いたします。

(11 時 33 分)

上記会議の経過は、その内容と相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 23 年 1 月 17 日

更別村議会議長 木 山 幸 則

同 議員 赤 津 寛一郎

同 議員 高 橋 清 美